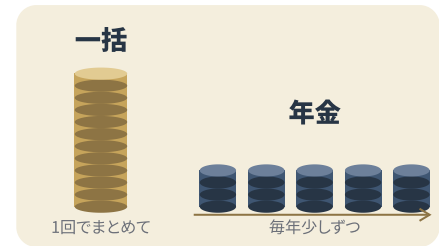


一括？年金？

4つの質問で決めよう



総額ではなく「手取り」で比べましょう。まずは手元の案内と証券から、3つの数字を写します。

1 案内と証券で見る3つ

一括で受け取る額

案内の「一括受取額」

万円

年金で受け取る総額

案内の「受取総額」と期間

万円 / 年

予定利率と加入した年

保険証券に書いてあります

% / 年

2 4つの質問 上から順に。最初の「はい」で決まり

Q1 契約は1990年代？

予定利率がおおむね2%以上の「お宝保険」

はい

年金

↓ いいえ

Q2 公的年金を70歳まで遅らせる予定？

はい

年金

↓ いいえ

Q3 個人年金を足すと、65歳から「住民税がかからない線」を越えそう？

扶養に入っている人は「年収180万円」の線も

はい

一括

↓ いいえ (線を越えない家・最初から線の外の家)

Q4 受け取ったお金を、国債などに置いておく？

はい

一括

↓ いいえ → 年金でもいい

3 動画のお父さんで当てはめると



お父さん

2001年加入・予定利率1.5%。公的年金は65歳から

Q1 いいえ → Q2 いいえ → Q3 はい

→ 一括 (65歳から線を越える)



おじさん

1990年ごろ加入

Q1 はい

→ 年金 (お宝保険の可能性が高い)

上から順に答えて、最初の「はい」で決まり

手取りくらべシート

総額の差だけでなく、65歳からの税金・保険料まで入れて比べます。

1 総額の差を出す

A 年金で受け取る総額

案内の「受取総額」

万円

B 一括で受け取る額

案内の「一括受取額」

万円

A - B (年金のほうが多い分)

万円

→ 増える税金・保険料がこの差より大きいと、一括が有利

2 65歳から「住民税の線」を越えそう？

C 公的年金(65歳から)

ねんきん定期便

万円

+

D 個人年金の毎年の所得

年金の年額 - 払った保険料を年数で割った額

万円

=

E 合計所得のめやす

C - 110万円 + D

万円

夫婦2人なら、Eが **101万円** を越えると線の外。公的年金だけなら年211万円くらいまでが目安。個人年金を足して線を越えるなら、質問3は「はい」＝一括。

3 動画のお父さんの例 概算

	一括	年金
受け取る額	約900万円	総額960万円
増える税金・保険料	翌年に約1万円	65～69歳に毎年約13万円 (5年で約66万円)
最後に残るお金	約898万円	約894万円

一括を国債に置き、同じ手取りを毎年使うと、10年後に約70万円残る(金利が今のままなら)。

4 一括で受け取ったら、先に分ける

使う分

万円

置いておく分

万円

父の公的年金 年200万円・母 年80万円。2001年加入・予定利率1.5%。標準的な料率で計算した概算。個人向け国債(変動10年)は1万円から。銀行・証券会社で買えます。

総額で60万円多い年金より、手取りは一括が上

年金で受け取ると ハマる3つの落とし穴

年金で受け取るなら、この3つを先に確かめておきましょう。

1

毎年の所得の 落とし穴

増えた分は毎年「雑所得」に。再雇用の給料に足されます。

2

公的年金との 重なり

65歳からは公的年金と重なります。公的年金等控除(65歳以上は最低110万円)は、個人年金には使えません。

3

線を超える 落とし穴

住民税がかからない線を超えると、国保・介護保険料・医療と介護の上限・給付金がまとめて変わります。

65歳からの合計所得

公的年金だけ

+ 個人年金

個人年金

住民税がかからない線

(夫婦2人で合計所得101万円が目安)

越えると、まとめて変わる

- ・国保・介護保険料
- ・医療と介護の上限
- ・給付金

一括なら「一時所得」。数えるのは1回だけ

$(\text{受取額} - \text{払った保険料} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$ だけに税金

? 保険会社に聞くひとこと 電話でそのまま読めばOK

Q 「一部だけ一括にできますか？」

Q 「受け取りを、退職の翌年以降にずらせますか？」

忘れずに

- ☐ 開始後の一括は「雑所得」。50万円・2分の1は使えません。決めるのは開始前に。
- ☐ 年25万円以上(保険料分を引いた額)の年金は10.21%を源泉徴収。
- ☐ 給料が多い年は、退職の翌年以降にずらせるか確認。

住民税がかからない線(合計所得101万円)は夫婦2人世帯・1級地の目安です。お住まいの市区町村で変わります。扶養の判定で個人年金をどう数えるかは健康保険組合ごとに違います。予定利率は商品・会社で違います。特定の商品の加入・解約や受け取り方をすすめるものではありません。

決めるのは、受け取りが始まる前